

【入力単位の具体例】

2013年4月より公益社団法人へ移行いたしましたが、貴殿が前回更新されたのは公益社団法人に移行する前の特定非営利活動法人（NPO法人）の規則（旧規則）で更新されておりますので、基本的（法律的）には特定非営利活動法人での資格更新に関わる単位が適用されます。しかしながら、規則の説明にありますように、公益社団法人における規則（新規則）を適用した方が有利になる方の場合、そちらを適用して更新審査業務を行います。下記に具体例を記載いたしますので、ご参照ください。

なお、**地域連携組織（都道府県）**とは、旧・都道府県支部のことです。また、**地域連携組織**とは旧・連合会を指します。

例1（必要単位は、旧規則では180単位、新規則では280単位）

旧規則

名称	クレジット	合計
〇〇病院 2011年~2014年勤務	25単位/年×4年=100単位	
地域連携組織（都道府県） 2011年~2014年所属	所属の義務（所属無ければ更新不可）	
2011年春期大会	25単位	
2012年細胞検査士教育セミナー	25単位	
2012年地域連携組織 学術集会	15単位	
2013年春期大会	25単位	

新規則（地域連携組織（都道府県）所属あり）

名称	クレジット	合計
〇〇病院 2011年~2014年勤務	25単位/年×4年=100単位	
地域連携組織（都道府県） 2011年~2014年所属	25単位/年×4年=100単位	
2011年春期大会	25単位	
2012年細胞検査士教育セミナー	25単位	
2012年地域連携組織 学術集会	15単位	
2013年春期大会	25単位	

新規則（地域連携組織（都道府県）所属なし）

名称	クレジット	合計
〇〇病院 2011年~2014年勤務	25単位/年×4年=100単位	
2011年春期大会	25単位	
2012年細胞検査士教育セミナー	25単位	

2012年地域連携組織学術集会	0単位 ※1	
2013年春期大会	25単位	275単位

※1 地域連携組織（都道府県）への所属がない場合、地域連携組織や地域連携組織（都道府県）主催の学術集会・研修会、等の単位は認められません。

例2 2013年12月31日から2014年12月31日まで産休・育児休暇を取得した場合(1年)  
(必要単位は、旧規則：180×3/4=135単位、新規則：280×3/4=210単位)

旧規則

名称	クレジット	合計
〇〇病院 2011年~2011年12月勤務	25単位/年×1年=25単位	
〇〇病院 2011年12月~2013年勤務	25単位/年×2年=50単位	
地域連携組織（都道府県） 2011年~2014年所属	所属の義務	
2011年春期大会	25単位	
2012年秋期大会	25単位	
2014年細胞検査士教育セミナー	0単位※緩和措置中の単位は認められない	

新規則（地域連携組織（都道府県）所属あり）

名称	クレジット	合計
〇〇病院 2011年~2011年12月勤務	25単位/年×年=25単位	
〇〇病院 2011年12月~2013年勤務	25単位/年×2年=50単位	
地域連携組織（都道府県） 2011年~2014年所属	25単位/年×4年=100単位	
2011年春期大会	25単位	
2012年秋期大会	25単位	
2014年細胞検査士教育セミナー	25単位※2	

新規則（地域連携組織（都道府県）所属なし）

名称	クレジット	合計
〇〇病院 2011年~2011年12月勤務	25単位/年×年=25単位	
〇〇病院 2011年12月~2013年勤務	25単位/年×2年=50単位	
2011年春期大会	25単位	
2012年秋期大会	25単位	
2013年地域連携組織学術集会	0単位 ※1	

※2 該当期間中の学会並びに細胞診研修会参加単位は新規則の施行細則では資格更新単位として認められます。

産休・育休による緩和措置は一事例につき最大1年ですが3年まで延長可です。  
更新書類をご提出いただく際に、勤務先から、産休・育休証明書（休暇期間記載）を更新書類と一緒にご提出ください。なお、妊娠を機にお勤め先をご退職された場合は、母子手帳の出産日が記載されている部分のコピーをご提出ください。  
例2の方の場合、地域連携組織（都道府県）への所属があれば新規則の方が有利になりますので、新規則を適用します。